

平成25年度 コミュニティ・ビジネス離陸応援事業 高齢者コミュニティ・ビジネス離陸応援事業

応募のご案内



兵庫県では、地域住民が地域課題の解決のためにサービスを有償で提供するコミュニティ・ビジネスの創出を促進するために、新たにコミュニティ・ビジネスを起こそうとする団体を対象に立ち上げ経費の一部を補助します。

また、多様な経験や資格・能力を持った高齢者を雇用して、新たに高齢者コミュニティ・ビジネスを起こそうとする団体を対象に立ち上げ経費の一部を補助します。

【応募期間】

平成25年5月7日（火）～6月7日（金）

（郵送可。6月7日（金）の当日必着。持参される場合の受付時間は、土、日、祝日を除く9:30～16:30の間とします。）

【提出・問い合わせ先】

兵庫県産業労働部政策労働局しごと支援課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL：078-362-9183 FAX：078-362-9473

コミュニティ・ビジネス離陸応援事業の募集概要

1 コミュニティ・ビジネスの定義

当事業で対象とするコミュニティ・ビジネスとは、生きがいある新しい働く場づくりをめざして、県民一人ひとりが社会の担い手として参画し、自立したライフスタイルづくりをめざす取り組みの一つとして、地域課題の解決に自分たちで取り組み、対価を得ることでビジネスとして継続させていく事業のことです。

2 支援内容：事業の立ち上げ経費の補助

対象事業	地域課題の解決、地域貢献を目的とした事業であること 地域住民の雇用機会の拡大に効果がある事業であること ビジネスとして継続的に実施される事業であること 市町等から介護保険制度や障害者自立支援制度における給付費等の支給がある事業（または部分）は対象外です。
補助期間	1年（平成25年4月1日～平成26年3月31日）
補助率	補助対象経費の2分の1以内
補助額	100万円以内
補助予定団体数	9団体程度

3 補助対象経費：事業の立ち上げに必要と認められる、下記の経費

経費区分	内 容
事務所開設費	事業に関わる事務所、倉庫等の賃料
初度備品費等	調理器具、福祉器具等、事業実施に不可欠な備品の購入・リース料 広告宣伝費等
人件費	事業の立ち上がりのために特に必要となる作業に従事させるために必要な臨時アルバイト等の賃金、通勤交通費、謝金、経営コンサルタント等相談費

4 応募資格

兵庫県内に活動拠点をおき、兵庫県内を活動領域として新たにコミュニティ・ビジネスを始めようとしている団体（任意のグループ、特定非営利活動法人、一般社団法人、株式会社等）が対象です。なお、平成11～24年度に、この補助を受けた団体は応募できません。

5 応募方法

「平成25年度コミュニティ・ビジネス離陸応援事業募集要項」をお読みいただいた後、所定の申請書に必要事項を記入のうえ、表紙記載の提出先まで提出してください。募集要項、申請書様式は下記の県ホームページからダウンロード可能です。

（http://web.pref.hyogo.lg.jp/ie09/ie09_000000018.html）

6 審査方法

提出書類をもとに書面審査を行い、書面審査通過団体を対象にヒアリング審査を実施します。ヒアリング審査会では申請者によるプレゼンテーション及び質疑応答をもとに、「地域社会への貢献度」「就業機会の創出」「安定的・継続的経営」「創造性・先駆性」の観点から審査・選定します。

高齢者コミュニティ・ビジネス離陸応援事業の募集概要

1 高齢者コミュニティ・ビジネスの定義

当事業で対象とする高齢者コミュニティ・ビジネスとは、多様な経験や資格・能力を持った高齢者の生きがいある新しい働く場づくりをめざして、県民一人ひとりが社会の担い手として参画し、自立したライフスタイルづくりをめざす取り組みの一つとして、地域課題の解決に自分たちで取り組み、対価を得ることでビジネスとして継続させていく事業のことです。

2 支援内容：事業の立ち上げ経費の補助

対象事業	地域課題の解決、地域貢献を目的とし、地域と連携した事業であること ビジネスとして継続的に実施される事業であること 55歳以上の者3人以上を構成員とすること（代表者は55歳未満可）（注1） 55歳以上の者2人以上の雇用（注2）を創出すること（構成員の雇用可） 必要に応じて高齢者の就業に配慮した勤務条件・労働環境を整備していること 市町等から介護保険制度や障害者自立支援制度における給付費等の支給がある事業 (または部分)は対象外です。
補助期間	1年（平成25年4月1日～平成26年3月31日）
補助率	補助対象経費の2分の1以内
補助額	100万円以内
補助予定団体数	30団体程度

（注1）代表者は55歳未満可としますが、その場合、構成員は4名となります。

（注2）この事業で「雇用」とは、雇用の形態（常勤、非常勤等）を問わず、1ヶ月以上の期間、最低賃金以上の賃金を支払って雇用することをいいます。

3 補助対象経費：事業の立ち上げに必要と認められる、下記の経費

経費区分	内 容
事務所開設費	事業に関わる事務所、倉庫等の賃料
初度備品費等	調理器具、福祉器具等、事業実施に不可欠な備品の購入・リース料 広告宣伝費等
人件費	事業の立ち上がりのために特に必要となる作業に従事させるために必要な臨時アルバイト等の賃金、通勤交通費、謝金、経営コンサルタント等相談費 55歳以上の雇用者の賃金、交通費（補助上限60万円）

4 応募資格

兵庫県内に活動拠点をおき、兵庫県内を活動領域として新たに高齢者コミュニティ・ビジネスを始めようとしている団体(任意のグループ、特定非営利活動法人、一般社団法人、株式会社等)が対象です。なお、平成24年度に高齢者生活支援ビジネス離陸応援事業の補助を受けた団体は応募できません。

5 応募方法

「平成25年度高齢者コミュニティ・ビジネス離陸応援事業募集要項」をお読みいただいた後、所定の申請書に必要事項を記入のうえ、表紙記載の提出先まで提出してください。募集要項、申請書様式は下記の県ホームページからダウンロード可能です。

（<http://web.pref.hyogo.lg.jp/ie09/koureicb.html>）

6 審査方法

提出書類をもとに書面審査を行い、書面審査通過団体を対象にヒアリング審査を実施します。
ヒアリング審査会では申請者によるプレゼンテーション及び質疑応答をもとに、「地域社会への貢献度」「高齢者の就業機会の拡大効果」「安定的・継続的経営」「創造性・先駆性」の観点から審査・選定します。

生きがいしごとサポートセンターのご案内



生きがいしごとサポートセンターでは、県の補助を受け、コミュニティ・ビジネス等の起業・就業・事業運営に関する相談への対応や情報提供など、コミュニティ・ビジネスを応援する各種支援事業を行っております。

この補助金の申請に当たっても、事業計画の策定等の相談・助言を行っていますので、ぜひご活用ください。

センター名	所在地	連絡先等	
生きがいしごとサポートセンター神戸東 (ワラビー)	〒658-0052 神戸市東灘区住吉東町 5-2-2 ビュータワー住吉館 104	TEL	078-841-0387
		FAX	078-841-0312
		H.P.	http://www.cs-wallaby.com/
生きがいしごとサポートセンター神戸西 (N E X T)	〒654-0055 神戸市須磨区須磨浦通 4-4-6 須磨浦ビル 204	TEL	078-731-2251
		FAX	078-735-0164
		H.P.	http://ikisapo.com/next/
生きがいしごとサポートセンター阪神南 (U N)	〒660-0861 尼崎市御園町 5 尼崎土井ビルディング 2F	TEL	06-6412-8448
		FAX	06-6412-8444
		H.P.	http://ikisapo.npos.biz/
生きがいしごとサポートセンター阪神北 (C D C)	〒665-0845 宝塚市栄町 2-1-1 ソリオ 1 - 3F	TEL	0797-87-4350
		FAX	0797-85-7799
		H.P.	http://cdc.hnpo.net/
生きがいしごとサポートセンター播磨東	〒673-0891 明石市大明石町 1-13-36 白菊センタービル 3F	TEL	078-915-0075
		FAX	078-915-0076
		H.P.	http://kyn-ikisapo.sblo.jp/
生きがいしごとサポートセンター播磨西	〒670-0932 姫路市下寺町 43 姫路商工会議所新館 4F	TEL	079-224-8900
		FAX	079-224-1553
		H.P.	http://www.ikisapo-harima.com/

【提出・問い合わせ先】

兵庫県産業労働部政策労働局しごと支援課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL: 078-362-9183 FAX: 078-362-9473